

# 役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 森の都

## 役員報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 森の都（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等が理事会に出席したとき、評議員等が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員等が評議員選任・解任委員会に出席したとき、監事が事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

2 第1項に定める業務以外の日において、法人業務及び事業運営のため業務にあたった場合には、別表2により報酬を支給する。

3 理事長の報酬は、理事長就任の日から退任の日まで支給し、支給方法については職員の例による。

4 業務内容により理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第3条 法人の業務の為の移動費用は、別表3に定める額の費用を弁償する。

(改 定)

第4条 この規程の改定については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年3月18日より施行する。

別表1（第2条1項 関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 5,000円
監事監査指導報酬	日額 5,000円
評議員会出席報酬	日額 5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 5,000円

別表2（第2条第2項及び第3項 関係）

名 称	報 酬
理事長業務報酬	月額 100,000円
理事・監事業務報酬	日額 10,000円
評議員業務報酬	日額 10,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	日額 10,000円
第三者委員業務報酬	日額 10,000円

別表3（第3条関係）

名 称	報 酬
会議開催地自治体内在住役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員費用弁償	日額 2,000円
会議開催地自治体外在住役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員費用弁償	日額 5,000円

（注）交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額または実費交通費のいずれかを支払う。